

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年十月九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	宮 崎 栄 治 郎
埼玉県監査委員	小 林 哲 也

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
<p>公益財団法人 埼玉県消防協会 (危機管理防災部)</p>	<p>平成 27 年 7 月 3 日 (第2710号)</p>	<p>【注意事項】 平成 25 年度決算において損益計算を示す「正味財産増減計算書内訳表」の次の点が不適切であり、適正な出納事務処理がなされていなかった。</p> <p>1 公益目的事業の財源となる事業運営積立預金の運用益 13,363 円は、「正味財産増減計算書内訳表」において、「公益目的事業」に計上されるべきであるが、協会の運営経費に充てる「法人会計」に計上されていた。</p> <p>2 「正味財産増減計算書内訳表」の「公益目的事業」及び「収益事業等」の一般正味財産の期首残高が、決算処理手続の錯誤により平成 24 年度の期末残高と一致していなかった。</p>	<p>公益財団法人埼玉県消防協会に対し、決算書の修正手続及び再発防止のための事務手続の見直し等を指導した。</p> <p>その結果、公益財団法人埼玉県消防協会から次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書の誤りについて、定款に則り、理事会及び評議員会の承認を得た上で訂正した。 ・ 事務を委託している税理士法人に対し、誤りに対する経緯について報告させ、再発防止策を確認した。 ・ 契約している税理士法人と調整し、「決算・財務諸表等に関するチェックシート」を作成し、当該シートを用いた複数の職員による二重チェック体制を執るようにした。